

第2次 勝山市環境基本計画

平成31年3月



目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	5
第2章 計画の基本的考え方	6
1. 基本理念	6
2. 実現すべき環境像	6
3. 基本政策	7
第3章 基本政策別施策の展開	11
1. 施策体系	11
基本政策1 ごみの減量や循環資源の利用を推進し『循環型社会』の構築をめざします	14
基本政策2 温室効果ガス排出量の削減を推進し『低炭素社会』の構築をめざします	24
基本政策3 生物多様性などの自然環境の保全と社会経済活動が調和した『自然共生社会』の構築をめざします	32
基本政策4 環境教育・学習の機会を充実し環境保全に関心がもてる『人づくり』に取り組みます	43
基本政策5 環境に配慮した安全で快適に暮らせる『まちづくり』に取り組みます	49
第4章 計画の推進	57
1. 計画の推進体制	57
2. 計画の進行管理	58
3. 施策・指標一覧表	59
参考資料	63

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

勝山市環境基本計画は、「勝山市環境基本条例」第9条に基づくものであるとともに、平成29年3月に策定された「第5次勝山市総合計画（改定版）」に掲げる勝山市の目指すべきまちの姿「小さくてもキラリと光る 誇りと活力に満ちた ふるさと勝山」の実現を環境面から目指すものであり、当市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

環境基本計画は、平成20年11月に策定され、10年の計画期間の内、初期段階（平成21年度～25年度）と発展段階（平成26年度～30年度）の二段階で捉えることとしており、平成26年度に見直しを行いました。

計画期間の終了を迎えるにあたって、平成26年度以降の社会情勢の変化に対応した環境保全に関する新たな施策が求められており、先ごろ策定された国や県の環境基本計画および、これまでの当市の施策の成果を反映した第2次勝山市環境基本計画を策定します。

第5次勝山市総合計画（改定版）より

■ 目指すべきまちの姿

「小さくてもキラリと光る 誇りと活力に満ちた ふるさと勝山」

「『まちまるごとジオパーク』の魅力を活かした『ワクワクする ときめきに満ちたまち勝山』」

■ 基本政策

- (1) エコミュージアムからジオパークへの新たな展開による市民力の向上
- ② エコ環境都市の実現

■ 環境部門の施策体系

第4章 美しい環境や景観の中で便利で快適に暮らせるまちづくり

3. 環境や景観に配慮したまちの実現
 - (1) 循環型社会の構築 (2) 低炭素社会の構築
 - (3) 環境保全・保護、美化活動の推進 (4) 景観形成の推進

2. 計画策定の背景

国内外を取り巻く環境に関する課題は、経済や社会に関する課題と相互に関連・複雑化しており、課題解決の困難性が一層増している状況であり、課題を解決するための施策には、環境・経済・社会の統合的向上が求められています。

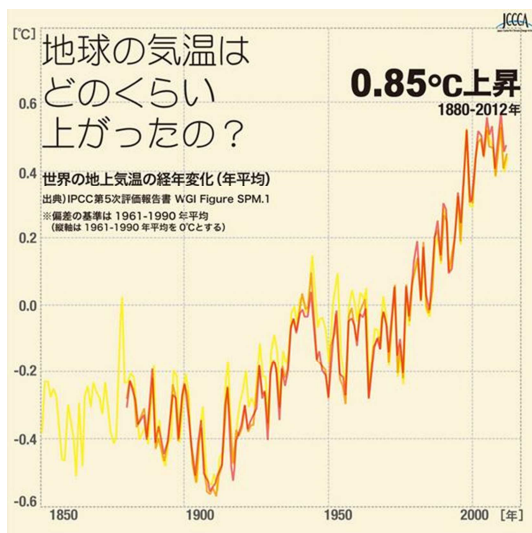
環境に関する国内外の動向

平成 26 年（2014 年）

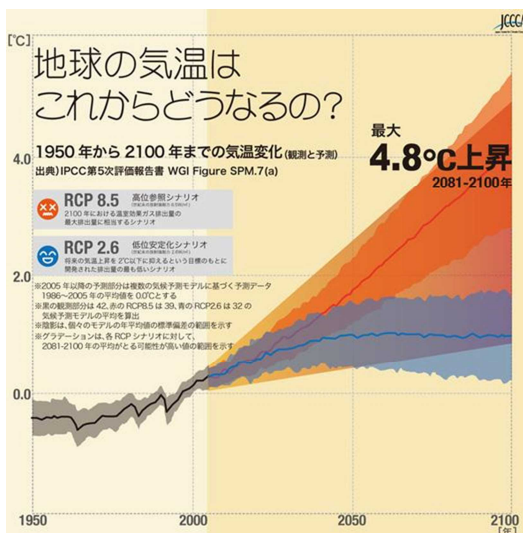
✓ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書

気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑制するためには、2050年には世界全体で2010年と比べて40～70%温室効果ガス排出量を減らし、2100年にはゼロまたはマイナスの排出量にする必要があると報告されている。

世界の地上気温の経年変化



1950 年から 2100 年までの気温変化



出典) IPCC 第 5 次評価調査

平成 27 年（2015 年）

✓ 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

2020年以降の温暖化対策の国際枠組み『パリ協定』を採択。

この協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることを全体目標に掲げ、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしてい
く方向を打ち出した。

✓ 持続可能な開発のための2030アジェンダ

国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な世界を実現するための開発目標(SDGs)を含む。SDGsは、2016年から2030年までの国際目標であり、環境、経済、社会の統合的向上を目指している。

持続可能な開発目標 (SDGs) のロゴ



平成 28 年 (2016 年)

✓ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定。温室効果ガス排出量を20

30年度には2013年度比26％削減とする中期目標を設定している。

✓ 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

ESDを実践する教育者の育成やESDを通じた持続可能な地域づくりの促進など関係機関が取り組む事項について示されている。

平成 30 年（2018 年）

✓ 第5次環境基本計画

環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が環境基本法に基づき策定。SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらすための環境施策の基本的な方針が示されている。

✓ 第4次循環型社会形成推進基本計画

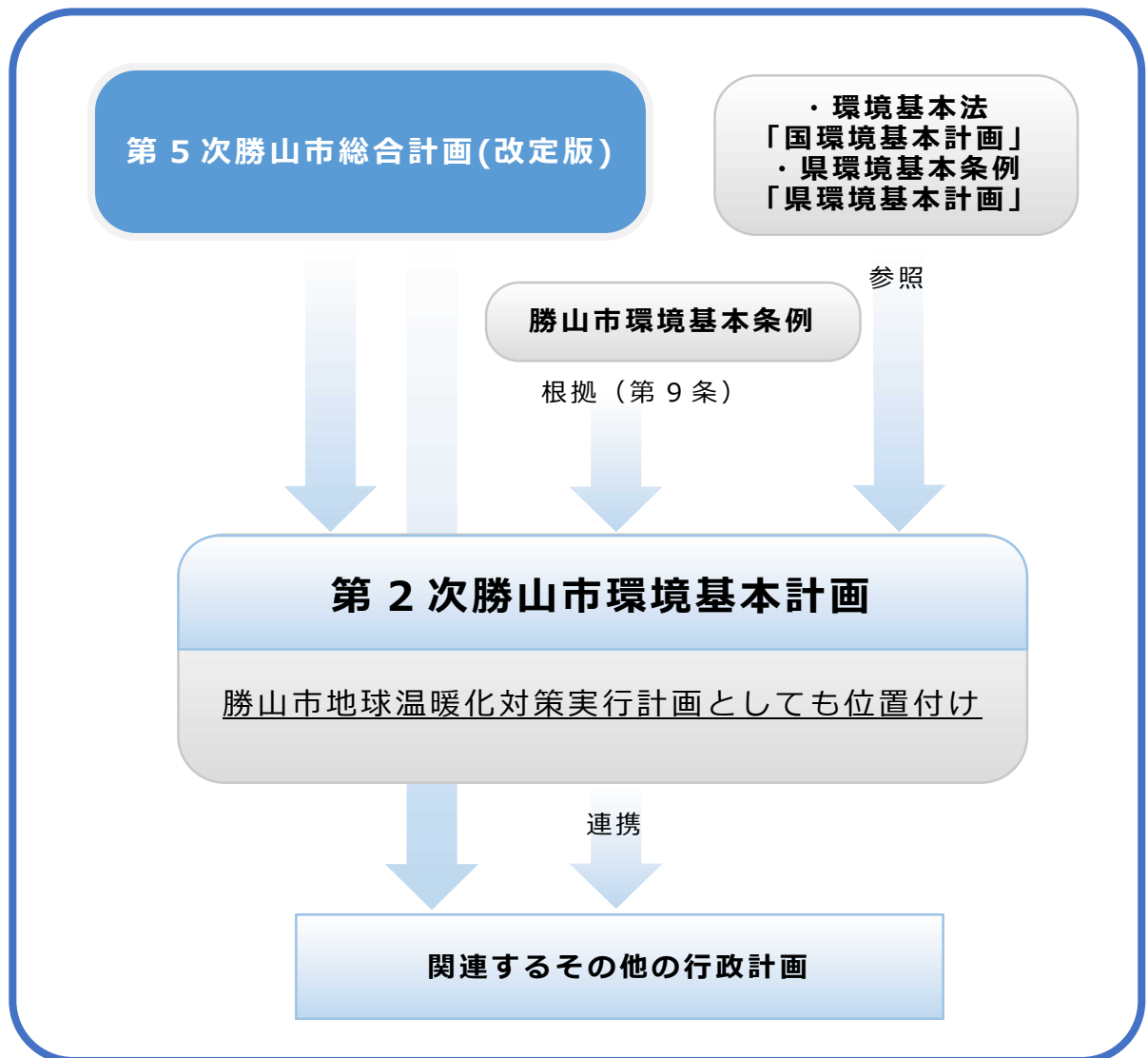
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が循環型社会形成推進基本法に基づき策定。持続可能な社会づくりとの統合的な取り組みとして、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等の実現にむけた施策が示されている。

✓ 第5次エネルギー基本計画

長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献をめざし、温室効果ガスの排出削減のためのエネルギー政策として、エネルギーミックスの確実な実現や再生可能エネルギーの主力電源化等が示されている。

3. 計画の位置付け

第2次勝山市環境基本計画は、勝山市環境基本条例第9条に基づき定め、「第5次勝山市総合計画(改定版)」に即した環境保全施策を推進するための総合計画として位置付けます。



4. 計画の期間

計画期間は、平成31年度(2019年度)から2030年度までの12年間とします。今回の策定において、今後策定予定の第6次勝山市総合計画の計画期間と同一にし、今後の総合計画の改定や環境に関する課題や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ、改定作業を行うものとします。

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

勝山市環境基本計画の基本理念は、「勝山市環境基本条例」第3条に示される基本理念とします。

勝山市環境基本条例(平成15年条例第19号)

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、地球資源が有限であることを認識し、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

2. 実現すべき環境像

上記の環境理念に基づき、勝山市の実現すべき環境像を次のとおりとします。

環境像の実現のためには、市民、事業者、行政など様々な主体が、環境問題に対して当事者意識を持ち、自ら行動しなければなりません。そのうえで、様々な主体が連携体制を築き、環境像の実現と持続をめざして、協働していくことが重要です。

実現すべき環境像

太古からの豊かな自然
美しい環境を未来に受け継ぐまち かつやま

3. 基本政策

勝山市環境基本計画では、従来の環境基本計画にあるような環境問題の解決を目標とする分野別の施策を、SDGsの考え方を活用して見直しを行い、環境像の実現およびSDGsの達成による環境・経済・社会の統合的向上をめざし5つの基本政策に取り組みます。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成するという目標になっていて、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。

国連持続可能な開発目標（SDGs）			
 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 7 持続可能なエネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(デcentワーク)を促進する	 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 9 産業・技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 15 陸域生態系保護 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 12 つくって減らす循環経済 持続可能な生産消費形態を確保する		

出典）環境省「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」より抜粋

基本政策

1

ごみの減量や循環資源の利用を推進し
『循環型社会』の構築をめざします

ごみの排出量を減らすための食品ロスの削減および都市鉱山の活用等による 3R の推進や、不法投棄の防止、河川の清掃活動など廃棄物の適正処理の取り組みにおいて、市民、事業者、行政の連携を推進し、循環型社会の構築をめざします。

関連する SDG s のゴール



基本政策

2

温室効果ガス排出量の削減を推進し
『低炭素社会』の構築をめざします

省エネルギー対策による温室効果ガス排出量の削減や、当市の豊かな自然環境を活用した雪氷熱、小水力等の再生可能エネルギーの普及促進の取り組みにおいて、市民、事業者、行政の連携を推進し、低炭素社会の構築をめざします。

関連する SDG s のゴール



基本政策

3

生物多様性などの自然環境の保全と社会経済活動が調和した『自然共生社会』の構築をめざします

「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」をはじめとする豊かな自然環境を活かしたまちづくりや、希少動物の保全および外来生物の防除による生物多様性の保全、持続可能な農林業の振興を通じて、自然共生社会の構築をめざします。

関連する SDG s のゴール



基本政策

4

環境教育・学習の機会を充実し環境保全に関心をもてる『人づくり』に取り組みます

市内小中学校における環境教育を中心とした ESD の推進や市民向けの環境学習の機会の提供を通じて、環境にやさしい持続可能な社会の実現のため、多様な環境問題に関心を持ち、自ら考え行動できる人づくりに取り組みます。

関連する SDG s のゴール



基本政策

5

環境に配慮した安全で快適に暮らせる『まちづくり』に取り組みます

バスや鉄道などの公共交通の利用促進、大気汚染や水質汚濁の防止、水害や土砂災害等の自然災害に対する適応力の強化を図り、私たちの生活に密接する環境に配慮した安全で快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

関連する SDG s のゴール



第3章 基本政策別施策の展開

1. 施策体系

環 境 像

太古からの豊かな自然
美しい環境を未来に受け継ぐまち
かつやま

基本政策

1

ごみの減量や循環資源の利用を推進し
『循環型社会』の構築をめざします

基本政策

2

温室効果ガス排出量の削減を推進し
『低炭素社会』の構築をめざします

基本政策

3

生物多様性などの自然環境の保全と
社会経済活動が調和した
『自然共生社会』の構築をめざします

基本政策

4

環境教育・学習の機会を充実し
環境保全に関心がもてる
『人づくり』に取り組みます

基本政策

5

環境に配慮した安全で快適に暮らせる
『まちづくり』に取り組みます

重点項目

基本目標

1

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進

1. 生ごみや紙ごみ等の減量化
2. 再使用の促進
3. 再生利用の促進

基本目標

2

廃棄物の適正処理の推進

1. 不適正処理の防止
2. 環境美化活動の推進
3. 災害廃棄物の処理

基本目標

1

温室効果ガス排出量の削減

1. 省エネルギーの推進
2. 市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減

基本目標

2

再生可能エネルギーの導入

1. 地域資源の活用推進

基本目標

1

生物多様性の保全

1. 希少動植物の保全
2. 外来生物の防除

基本目標

2

生物多様性を育む
持続可能な農林業の振興

1. 環境保全に配慮した農業の推進
2. 環境保全に配慮した林業の推進

基本目標

3

豊かな自然を活かした
まちづくりの推進

1. 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク等の活用
2. ホテルなど身近な自然の保全

基本目標

1

学校教育における
環境教育の推進

1. 環境教育を中心とした ESD の推進

基本目標

2

生涯学習における
環境学習の機会の充実

1. 生涯学習講座などを活用した環境学習の機会の充実

基本目標

1

公共交通機関の利用促進

1. バス利用の促進
2. 電車利用の促進

基本目標

2

安心して暮らせる
まちづくりの推進

1. 水質汚濁の防止
2. 騒音・震動・悪臭の防止
3. 水資源の保全
4. 自然災害への適応

計画の指標・施策等について

目標達成に向けた指標

項 目	現 状 (H29)	達成目標 (2030)
年間のごみ排出量	7,195 t ^{トン}	6,180 t ^{トン}
ひとり 1 日当りのごみの排出量 ※ごみの年間排出量 ÷ 365 日又は 366 日	827 g ^{グラム}	800 g ^{グラム}
一般廃棄物の ※（ごみからの資源回収率）	26.1 % ^{パーセント}	27.0 % ^{パーセント}

基本目標の達成にむけて実施する施策の進捗状況を確認するための指標です。指標ごとに達成目標を定め、達成度を確認します。

施策概要	市	市民	事業者
食品ロス削減の推進	●	○	○
生ごみ減量化の促進(水切り、生ごみ処理機等の活用)	●	○	
紙ごみ分別の徹底	●	○	○

基本目標を達成するために掲げた重点項目において、どのように行動、推進するかを定めた施策です。

施策の実施主体です。
○:主体的に取り組む
●:協力する、働きかける

重点項目1 生ごみや紙ごみ等の減量化

日常生活で発生するごみの排出量を削減



ものを大

基本目標を達成するために掲げた重点項目に関連する SDGs のゴールのアイコンです。

1 ごみの減量や循環資源の利用を推進し 『循環型社会』の構築をめざします

基本目標

1

3 R（リデュース、リユース、リサイクル） の促進

現状と課題

市の一般廃棄物の排出量は減少傾向で推移してきましたが、近年、人口ひとり1日あたりごみ排出量については増加傾向にあり、平成29年度は827グラムとなっています。大野・勝山地区広域行政事務組合が実施したごみの組成調査の結果では、家庭から出る燃やせるごみの約4割が紙ごみで、約3割が生ごみでした。紙ごみは、分別や集団回収を実施することでリサイクルが可能ですが、分別されずに可燃ごみとして排出されることによって、資源化量は減少してしまいます。生ごみには、食品廃棄物として、賞味期限切れ、食べ残しなどのいわゆる食品ロスが含まれています。これまでも、ごみの減量化、リサイクル率の向上をめざし、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進に取り組んでおりますが、3Rにリフューズ（不要なものは買わない）とリペアー（修理して長く使う）を加えた5Rという言葉も使われています。今後、紙ごみの分別徹底や集団回収の推進、食品ロスを減らす取り組みなどに係る周知を市民や事業者に対し積極的に行い、3R および 5R を促進することが必要です。

また、使用しなくなったデジタルカメラや携帯電話、スマートフォン等の小型家電などからリサイクルされた金属を活用し2020年東京オリンピック・パラリンピックメダルを作成する国民参加型プロジェクトが実施されており、このようなひとつの目標の達成と同時に、ごみの減量やリサイクル率の向上が達成できるような取り組みが求められています。

図 3-1-1 勝山市のごみの排出量の推移

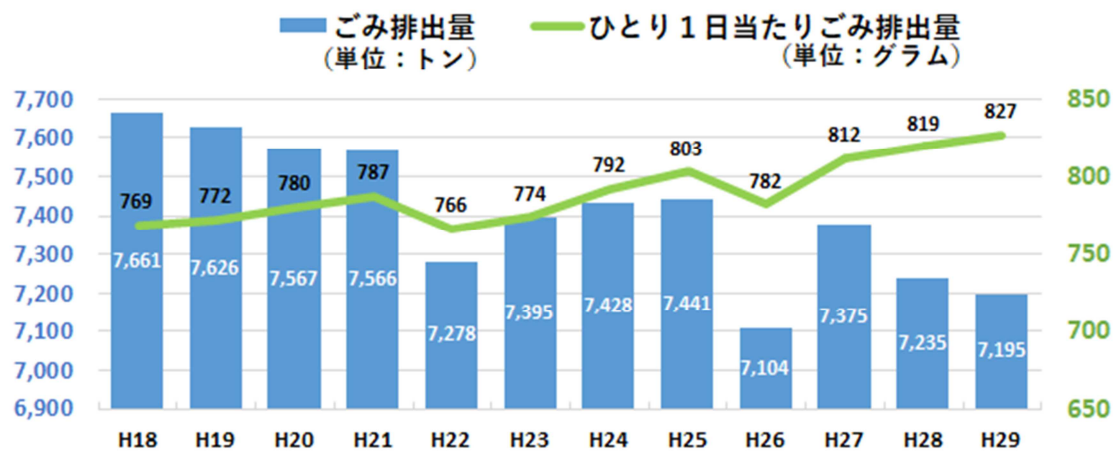
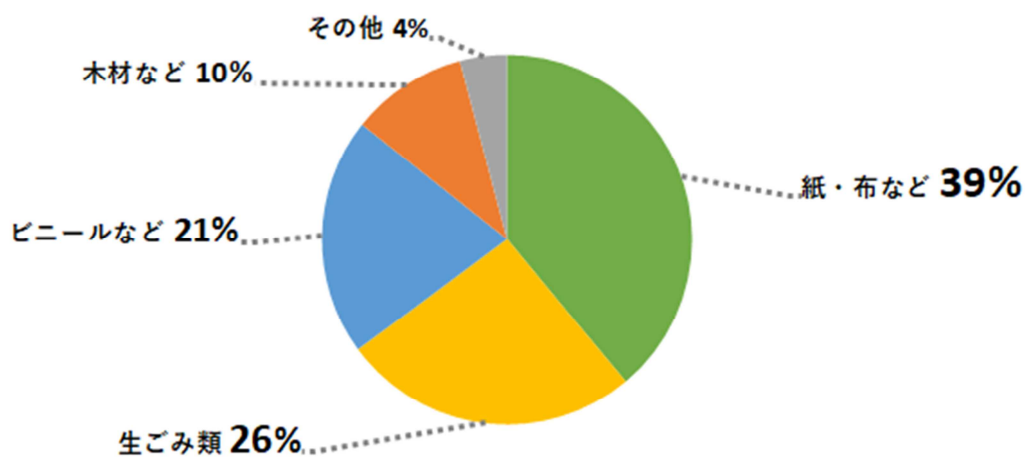


図 3-1-2 ごみの組成調査結果（平成 24～29 年度の平均値）



出典）大野・勝山地区広域行政事務組合提供データを基に作成

図 3-1-3 勝山市のごみのリサイクル率・資源化量・集団回収量の推移

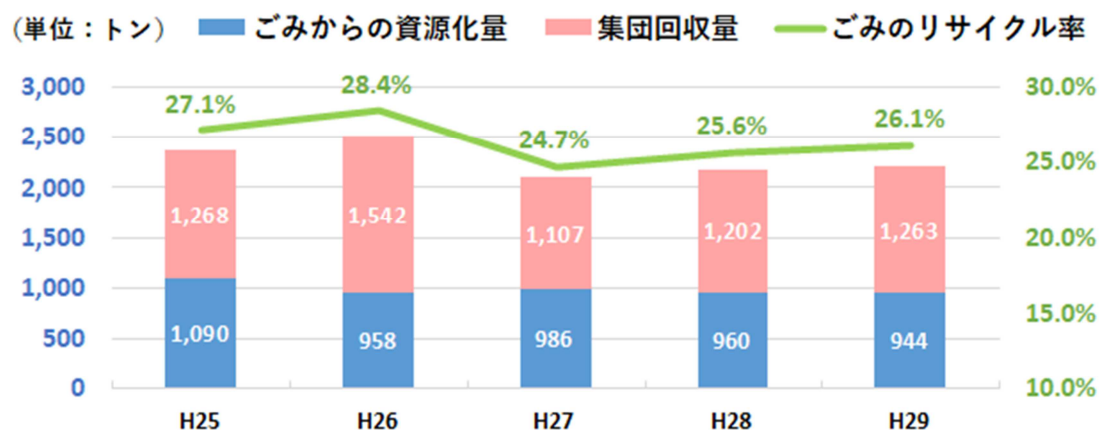
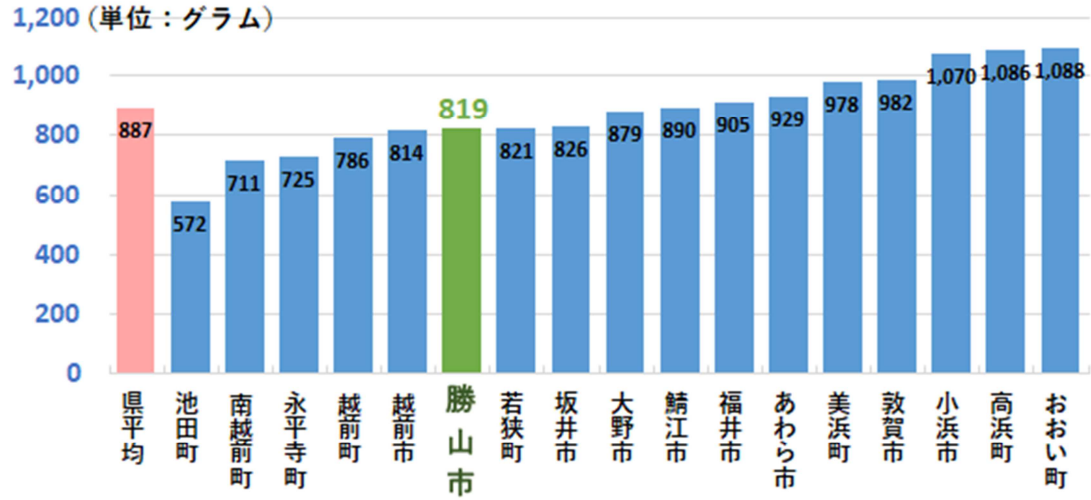
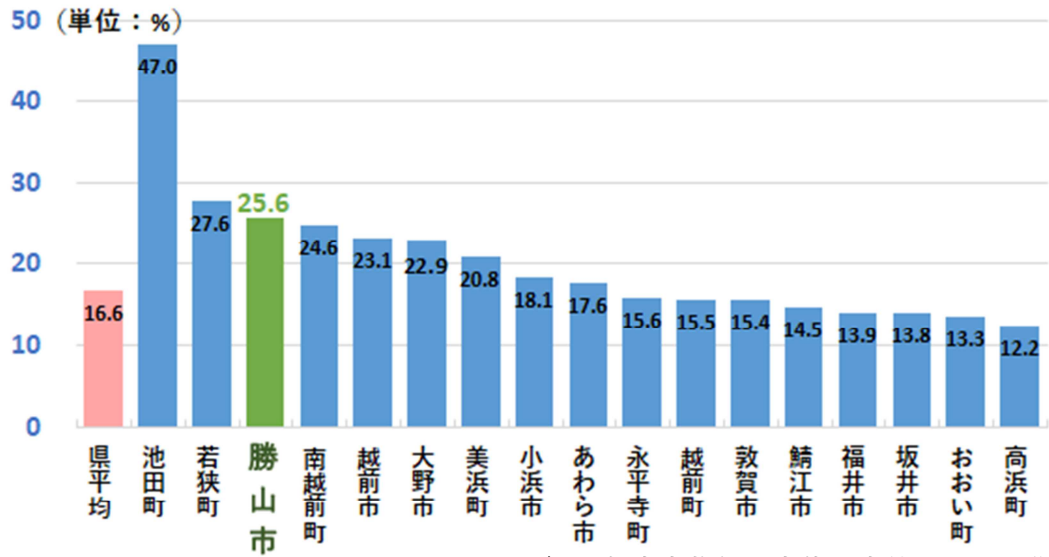


図 3-1-4 県内各市町のひとり 1 日当たりごみ排出量の状況(平成 28 年度)



出典) 一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

図 3-1-5 県内各市町のリサイクル率の状況(平成 28 年度)



出典) 一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

目標達成に向けた指標

項 目	現 状 (H29)	達成目標 (2030)
年間のごみ排出量	トン 7,195 t	トン 6,180 t
ひとり 1 日当たりのごみの排出量 ※ (ごみの年間排出量 ÷ 人口 ÷ 365 日 又は 366 日)	グラム 827 g	グラム 800 g
一般廃棄物のリサイクル率 ※ (ごみからの年間資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみの排出量 + 集団回収量)	パーセント 26.1 %	パーセント 27.0 %

重点項目1

生ごみや紙ごみ等の減量化



日常生活で発生するごみの排出量を削減するには、ものを大切に長く使い、ごみを発生させないライフスタイルの確立が重要です。これまでも、市では、生ごみ処理機の購入助成や買い物時のマイバッグ持参運動に取り組んできましたが、さらなるごみの減量化、リサイクル率の向上をめざし、新たな取り組みや市民への啓発が必要です。

ごみの減量化に向けて、県が実施している食品ロス削減の取り組み「おいしいふくい食べきり運動」について、市民、事業者、飲食店、市がそれぞれの役割を果たし、地域全体で取り組んでいきます。また、民間事業者が市内各所に設置している紙資源回収ステーションの活用促進や地域や学校等による集団回収を周知し、紙ごみの分別回収の促進を図ります。



「おいしいふくい食べきり運動」PR活動の実施

施策概要	市	市民	事業者
食品ロス削減の推進	●	○	○
生ごみ減量化の促進(水切り、生ごみ処理機等の活用)	●	○	
紙ごみ分別の徹底	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目2 再使用の促進

11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



必要なものやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する新しい経済概念「シェアリング・エコノミー」による無駄なものを持たないで共有するライフスタイルが広がりつつあります。無駄なものを持たない、使えるものは大切に長く使用する、というライフスタイルが広がれば、ごみの排出量は確実に減少します。不用品の再使用の促進についても、不用品交換の斡旋や無料譲渡会の開催などのリユース事業の実施を促進し、リユース促進に関する情報を市民に対し発信していきます。



勝山市消費者団体連絡協議会による蚤の市（無料譲渡会）の開催

施策概要	市	市民	事業者
不用品交換・無料譲渡会の促進	○	●	

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目3 再生利用の促進



ごみの組成調査からもわかるように、家庭から排出されるごみの約4割を占めているのが紙ごみです。紙ごみは、分別回収することでリサイクルが可能なため、家庭での分別徹底が重要になります。市では、事業所から排出されるシュレッダー紙ごみのリサイクル、市民に対する紙ごみの分別徹底の啓発、および学校や地域での集団回収の積極的な実施を促進します。

また、家庭で眠っている使用しなくなったデジタルカメラや携帯電話、スマートフォン等の小型家電には、希少金属が使用されており、これらは都市鉱山と呼ばれています。都市鉱山から2020年東京オリンピック・パラリンピックメダルを作成するプロジェクトには、市も参加しており、今後におきましても、都市鉱山を活用したリサイクルを推進します。



「みんなのメダルプロジェクト」への参加

施策概要	市	市民	事業者
集団回収の推進	●	○	
小型家電リサイクルの推進	○	●	●

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

廃棄物を適正に処理するためには、排出事業者は自らの廃棄物処理責任について、市民は廃棄物の分別、収集、処分について、正しく理解することが大切です。そのため、市は、排出事業者や市民に対して、廃棄物の適正処理や不適正処理防止に関する各種情報について周知徹底を行う必要があります。

市を代表する河川清掃活動「クリーンアップ九頭竜川」は、(公社)勝山青年会議所の主催事業として平成17年度にスタートし、平成28年度まで実施していました。平成29年度には、市民や事業者による持続可能な活動として継続していくために、市民や事業者、各種団体などから構成されるクリーンアップ九頭竜川実施連絡協議会が発足し、九頭竜川全流域と連携した清掃活動に加え、河川敷に植生する外来種の植物を駆除する活動も併せて実施しています。活動に参加した市民や事業者が、落ちているごみをただ拾うだけでなく、誰がどのような種類のごみを捨てているのかを自ら考えることで、ごみの適正処理に対する意識がさらに向上していくことをめざします。

近年、異常気象による災害が、世界各地で発生しており、勝山市においても、集中豪雨や台風の発生頻度の増加、記録的な猛暑や大雪など気候変動の影響が現れています。水害や土砂災害等の大規模な自然災害が発生した場合には、災害が原因で使用できなくなった家財道具や家電等の災害廃棄物が大量に発生するため、市だけでは処理できない際にどうするかが大きな課題となっています。

また、少子高齢化社会が進行することによって、ステーションへのごみ出しが困難になる高齢者世帯が増加していくことが予想されます。高齢者世帯が排出する廃棄物の適正処理を推進するため、市が実施する一般廃棄物収集での新たな収集体制の構築や高齢者福祉施策との連携等の課題について、今後、十分な調査研究が必要です。

重点項目1 不適正処理の防止

12 つくる責任
つかう責任



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



廃棄物の不法投棄および野外焼却は重大な犯罪であり、市独自でも不法投棄防止パトロールを実施しています。不法投棄された廃棄物の回収量は減少傾向にありますが、平成29年度においては、不法投棄防止パトロールで回収した廃棄物は220キログラムで、テレビや冷蔵庫などの大型家電やタイヤなどの回収を行いました。

廃棄物の不適正処理の撲滅をめざし、関係機関と連携した定期的なパトロールを実施し、早期発見による未然防止および早期対応による拡大防止を進めます。不法投棄された廃棄物の撤去を行った後は、地域住民との協力体制を構築し、監視や情報提供等の不法投棄防止体制を強化します。また、廃棄物の不適正処理の防止について、市広報やホームページなどを利用した市民や事業者への広報啓発を実施します。



不法投棄された廃棄物



野外焼却された廃棄物

施策概要	市	市民	事業者
不法投棄防止パトロールの実施	○		
不法投棄・野外焼却に対する意識啓発	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目2

環境美化 活動の推進



ごみが地域に散乱すると更なるごみの投棄を招き、地域全体の景観や環境に大きな影響をおよぼします。美しい景観や環境を守るため、各種団体や事業者、地区が行う環境美化活動『かつやまをきれいにする運動』を支援し、活動を促進します。

また、河川のごみは、周辺地域だけでなく下流地域にも大きな影響を与えます。下流地域まで流れたごみは、海岸に漂着したり、沖合へ流出し海洋ごみとなります。なかでも海洋中のマイクロプラスチックは、海洋生態系への影響が懸念されており国際的な課題となっております。九頭竜川の清掃活動『クリーンアップ九頭竜川』や各中学校が実施している河川清掃を支援するとともに、河川のごみに関する情報発信を積極的に行うことで、ごみを捨てない、捨てさせない意識の醸成を図ります。



「クリーンアップ九頭竜川」の実施

施策概要	市	市民	事業者
地域における環境美化活動への参加促進	○	○	○
河川清掃活動の実施	●	○	○
河川への不法投棄防止啓発	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目3 災害廃棄物の処理



大規模な自然災害が発生した場合に課題となるのが、家庭から排出される生活ごみや災害によって使用できなくなった家財道具や家電等の災害廃棄物の迅速な処理や仮置き場の確保です。

災害廃棄物の処理については、近隣自治体や県と連携を図り、災害の規模に応じた災害廃棄物の処理体制の構築を推進します。

施策概要	市	市民	事業者
災害廃棄物の処理体制の構築	○	●	●

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

2 温室効果ガス排出量の削減を推進し『低炭素社会』の構築をめざします

基本目標

1

温室効果ガス排出量の削減

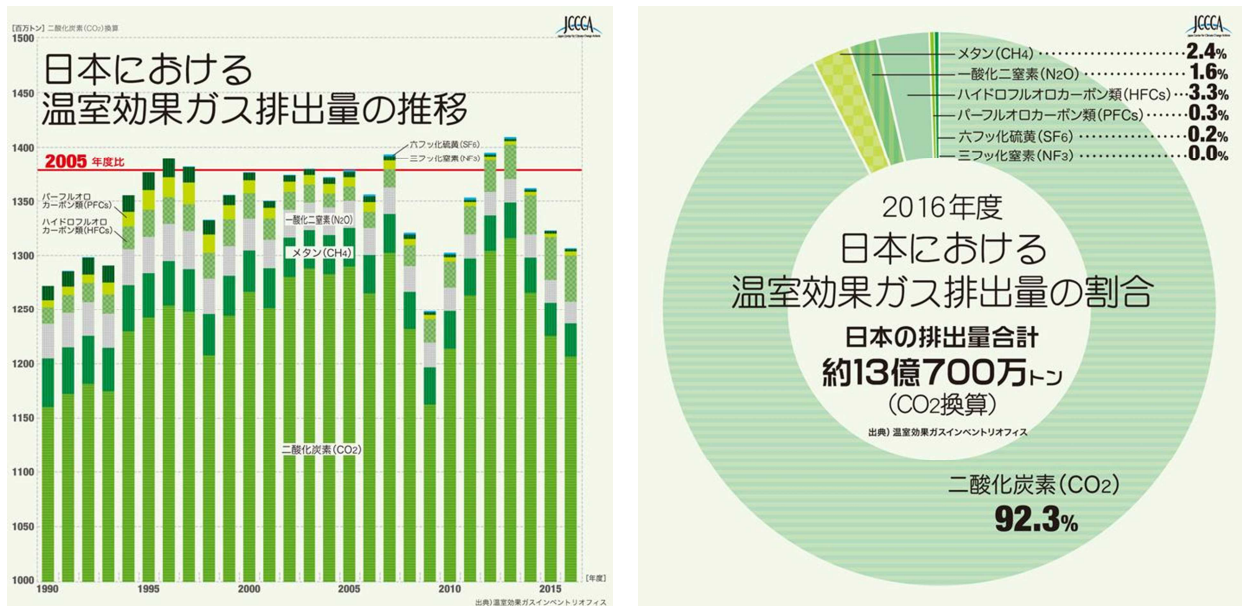
現状と課題

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界各地において、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されており、我が国においても平均気温の上昇、集中豪雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書」には、気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑制するためには、2050年には世界全体で2010年と比べて40～70%温室効果ガス排出量を減らし、2100年にはゼロまたはマイナスの排出量にする必要があると報告されています。「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」においては、2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」を採択し、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることを全体目標に掲げ、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しています。我が国においても、政府は「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス排出量を、2030年度には2013年度比26%削減とする中期目標を設定しています。

温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化を防止することは人類共通の課題ですが、当市においても、市民・事業者・行政など多様な主体が省エネルギーの取り組みを推進することで温室効果ガス排出量を削減し、持続可能な低炭素社会の構築を目指します。

図 3-2-1 日本における温室効果ガス排出量の推移、割合



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

目標達成に向けた指標

項 目	現 状 (H29)	達成目標 (2030)
公衆街路灯の LED 型への更新率	パーセント 82.5 %	パーセント 90.9 %
公用車の中に占めるエコカーの台数	7 台	10 台
市の事務事業におけるエネルギー使用量 (原油換算値)	キロリットル 2,325 kℓ	キロリットル 2,039 kℓ

重点項目1

省エネルギー の推進



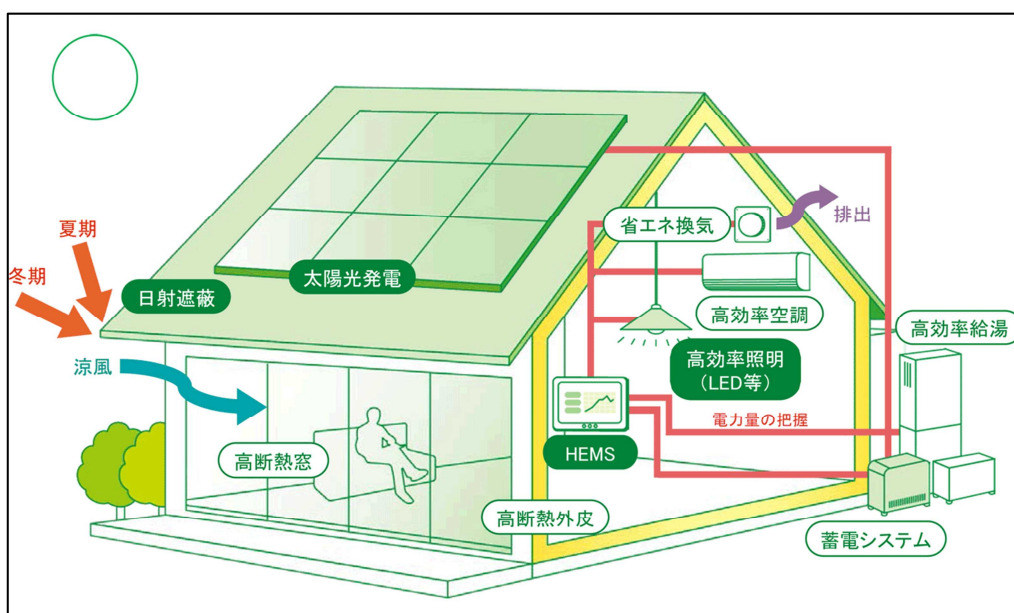
温室効果ガス排出量を削減するためには、事業者や行政だけではなく、家庭において取り組める省エネルギー活動の推進が必要です。

家庭において、LED 照明や家庭用蓄電池など省エネルギー性能の高い設備や機器を導入したり、家庭の電力使用量を「見える化」し効率的な節電を図る HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）や既存住宅を高断熱化した省エネルギー改修住宅、家庭での年間エネルギー消費量をゼロにする ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）などについて、市民への普及促進を行い省エネルギーの促進を図ります。

市内各地域に設置されている街路灯の照明の大部分は、すでに LED 照明へ切り替えており、市域全体での省エネルギーを図っています。

家庭にある長期間使用している冷蔵庫やエアコン等の家電を省エネルギー型家電に買い換えるなど、環境に配慮した選択は家計や健康、ライフスタイルによい影響を与えるという地球温暖化防止国民運動「COOL CHOICE」の啓発、安さや利便性の追求だけではない環境に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進によって、市民の環境意識の向上をめざします。

ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）のイメージ



出典）資源エネルギー庁 HP より抜粋

施策概要	市	市民	事業者
省エネ住宅、省エネ機器の普及推進	●	○	○
L E D型公衆街路灯の普及推進	●	○	
家庭における省エネ行動の普及啓発	○	●	

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目2

市の事務・事業 における 温室効果ガス 排出量の削減



勝山市役所から排出される温室効果ガスの要因は、電気（特にエアコンと照明）がほとんどを占めるため、今後、効率の良い電気の使用方法を考え、エネルギー使用量を「見える化」し、職員へ省エネルギーに関する意識啓発を図る必要があります。省エネルギーに関する取り組みとして、公用車へのエコカーの導入および使用時のエコドライブの実践、空調設定温度の適切な管理、省エネルギー設備の導入、クールビズ・ウォームビズの実施、各種書類のペーパーレス化、時間外勤務の削減やワーク・ライフ・バランス等の働き方改革の取り組みを全庁体制で推進します。

なお、当項目を、地球温暖化対策推進法第20条の3に基づいた勝山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として位置づけ、勝山市役所の事務・事業によって排出される温室効果ガスの排出抑制を実現します。

勝山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

計画期間

平成31年度(2019年度)から2030年度まで

対象とする温室効果ガス

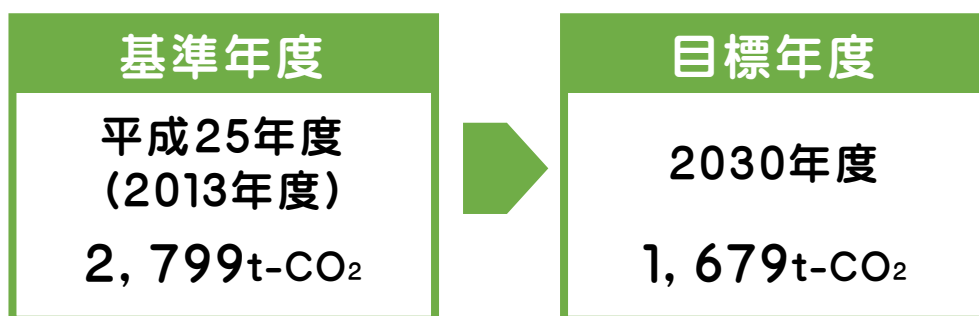
対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4物質とします。

対象範囲

勝山市役所が直接実施する全ての事務・事業とし、外部に委託して実施するものは対象外とします。なお、指定管理者制度を導入している施設は、計画の対象外としますが、計画に準じた取り組みを行うよう要請するものとします。

温室効果ガス排出量削減目標

市の事務事業における温室効果ガス排出量を、政府実行計画および福井県実行計画が定めた削減目標と同じく、平成25年度(2013年度)を基準年として、2030年度において40パーセント削減することを目指します。



施策概要	市	市民	事業者
市役所における省エネルギーに関する取り組みの実施	○		

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

再生可能エネルギーの導入

現状と課題

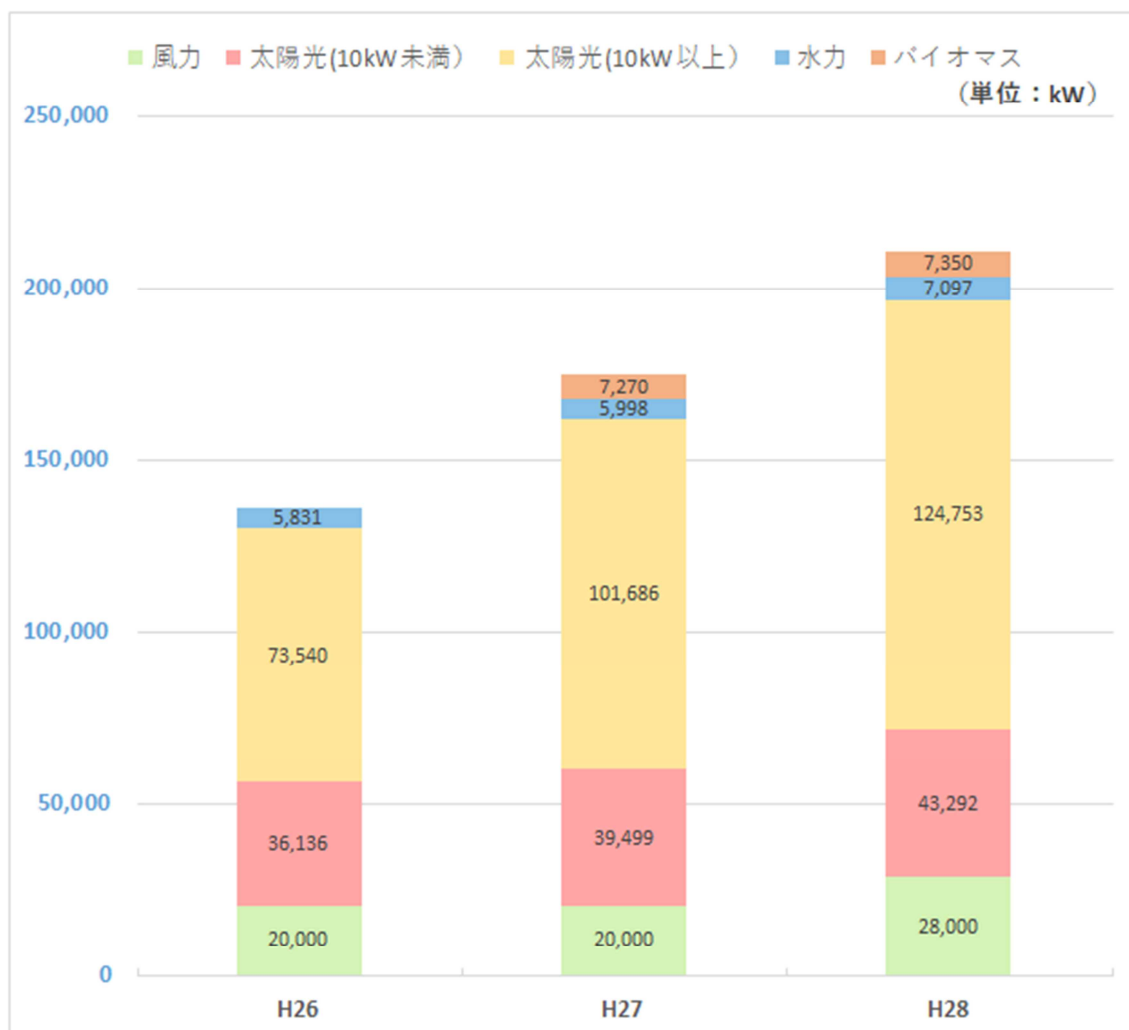
太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーは、地球温暖化の要因とされている二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、省エネルギーの取り組みと組み合わせることで、エネルギー自給率の向上や地域経済の活性化などにつなげることができます。

国が策定した「第5次エネルギー基本計画」には、温室効果ガスの排出量削減のためのエネルギー政策として、再生可能エネルギーの主力電源化やエネルギーミックスの確実な実現、徹底的な省エネルギーの継続などに取り組むことによって、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献をめざすことが示されています。

勝山市内における再生可能エネルギーの導入量は、平成28年度末には、水力発電が全体の約8割を占め、残りの約2割は太陽光発電となっています。市では、これまでも、太陽光や木質バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでまいりましたが、県内の再生可能エネルギーの導入量に占める勝山市の割合は約3パーセントであり、雪氷熱エネルギーや小水力発電については、勝山市の自然環境を活かすことができるとして今後の導入拡大が期待されています。

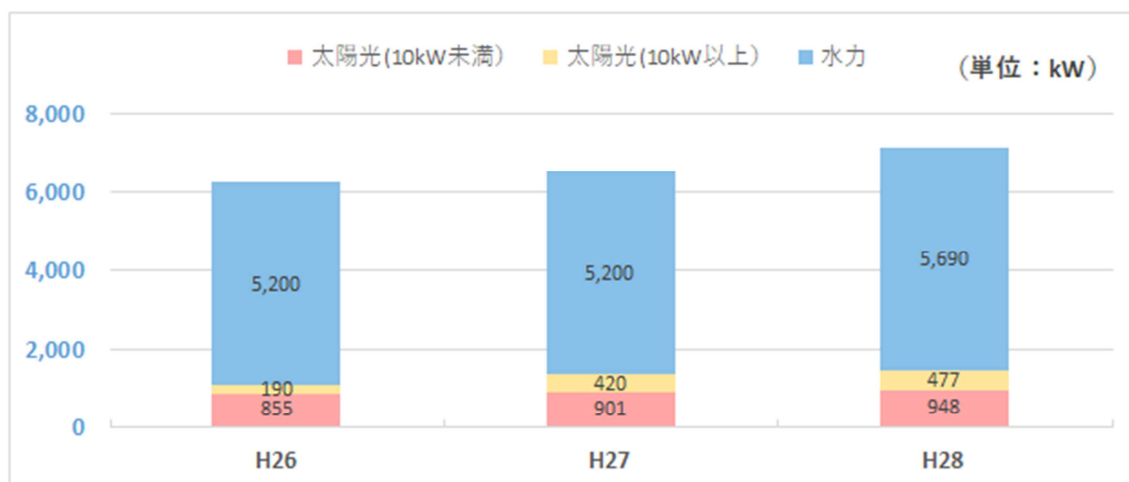
温室効果ガスの排出量を削減するには、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大の取り組みが重要になります。当市においても、市民・事業者・行政など多様な主体が、再生可能エネルギーの普及啓発やその活用に向けた調査研究を推進し、豊かな自然環境によって生み出される地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入をめざします。

図 3-2-2 福井県内における再生可能エネルギー導入量推移



出典）資源エネルギー庁公表データを基に作成

図 3-2-3 勝山市内における再生可能エネルギー導入量推移



出典）資源エネルギー庁公表データを基に作成

重点項目1 地域資源の活用推進



当市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの一つとして、雪氷熱エネルギーがあります。雪氷熱エネルギーについては、古くからの利用形態である“雪室（雪冷蔵）”などに利用が可能です。そこで、関係機関と連携しながら、雪氷熱エネルギーの利活用に向けた各種取り組みを実施しています。

市内の河川を活用した小水力発電についても、事業化にむけて調査研究が行われており、事業化が実現すれば、新たな地域経済の活性化にもつながります。今後、再生可能エネルギーの導入において、勝山市の豊かな地域資源をどのように活用することができるのかを、市民、事業者、行政などが連携し、調査研究を推進します。



雪氷熱エネルギーの利活用（雪室そばの開発）

施策概要	市	市民	事業者
再生可能エネルギーの利活用の推進	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

3 自然環境の保全と社会経済活動が調和した『自然共生社会』の構築をめざします

基本目標

1

生物多様性の保全

現状と課題

勝山市は、豊かな自然環境とのどかな田園や里山の風景が広がり、恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークに象徴される恵まれた自然環境を活かしたまちづくりを推進しています。

福井県では、絶滅の恐れがある野生動植物をリストアップした「福井県レッドデータブック」を作成しています。その中には、かつては地域にある田んぼや河川など身近なところで見ることができたドジョウやメダカなども含まれており、地域における生物多様性の消失の危機が叫ばれています。生物多様性が失われつつある原因のひとつとして、地域への人為的な外来生物の持ち込みが挙げられます。本来、その地域には生息・生育しない外来生物が持ち込まれた場合、繁殖力の高い外来生物は、もともと地域にあった在来生物の生態系に対し悪影響を与えることになります。一度、失われてしまった生物多様性を回復させることは、非常に困難になります。

勝山市の恵まれた自然環境と生物多様性を保全していくためには、外来生物の防除や希少動植物の生息・生育する環境の保全と再生をめざし、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動の推進が必要です。

目標達成に向けた指標

項 目	現 状 (H29)	達成目標 (2030)
市内の希少動植物保全活動と 外来生物防除活動の実施件数	22 件	30 件

重点項目1 希少動植物の保全



「福井県レッドデータブック」を活用し、市内に生息する絶滅の恐れがある希少な動植物に関する情報について収集、整理を行います。これらの希少な動植物に関する情報は、市民に向けた積極的な情報発信を行うことで、市民自らが保全活動に取り組むことができるよう啓発します。

希少な動植物の保全に向け、市内小中学校における環境教育活動や、地域住民や各種団体、行政などが連携した希少な動植物の生息・生育地域の整備、保全活動を推進します。



ミチノクフクジュソウ
(県域絶滅危惧Ⅰ類)



バイカモの保全活動
(県域準絶滅危惧)

図 3-3-1 福井県レッドデータブック記載種数

分類群	県域絶滅		県域絶滅 危惧Ⅰ類		県域絶滅 危惧Ⅱ類		県域準 絶滅危惧		要注目		絶滅のおそれ ある地域個体群		計	
	福井県	勝山市	福井県	勝山市	福井県	勝山市	福井県	勝山市	福井県	勝山市	福井県	勝山市	福井県	勝山市
哺乳類	2				3	1	7	5	2	2			14	8
鳥類	1		25	4	17	8	32	12	48	11	6	3	129	38
爬虫類					1		2	2	3	1			6	3
両生類	1		1		1		4	4	3	3			10	7
淡水魚類			8	2	20	9	4	2	6	2	1		39	15
昆虫類	4		35	5	43	11	47	13	129	26			258	55
陸産貝類	3		9		15	10	6	6	21	9			54	25
淡水産貝類	3		3		7	2	5	2	5	2			23	6
維管束植物	20	1	235	33	199	61	119	50	158	64			731	209
総計	34	1	316	44	306	102	226	96	375	120	7	3	1,264	366

出典)「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」より作成

施策概要	市	市民	事業者
希少動植物の保全活動の実施	●	○	○

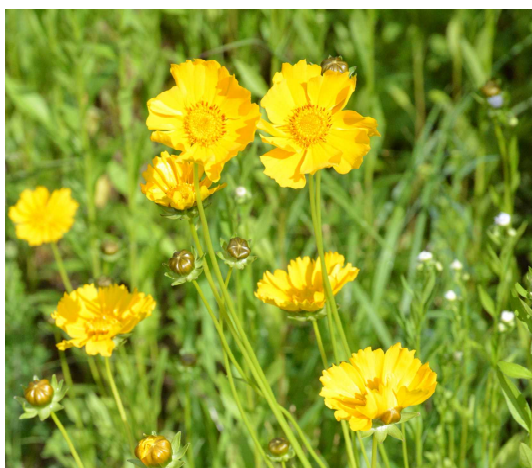
○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目2 外来生物の防除



外来生物の繁殖によって、在来生物の生態系に及ぼす被害やこれまでに取り組んできた外来生物の効果的な防除方法に関する情報について収集、整理を行います。これらの外来生物に関する情報は、市民に向けた積極的な情報発信を行い、市民自らが防除活動や被害の防止に取り組むことができるよう啓発します。

また、市内小中学校における環境教育活動や地域におけるまちづくり活動の一環として実施される外来生物の防除活動を支援するとともに、外来生物の分布、被害状況を迅速かつ確実に把握するため、地域の住民や各種団体、行政と連携した監視体制を築きます。



オオキンケイギク（特定外来生物）の防除活動

施策概要	市	市民	事業者
外来生物の防除活動の実施	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

生物多様性を育む 持続可能な農林業の振興

現状と課題

勝山市の豊かな自然環境と地域に生息・生育する多様な動植物が関わりあうことで生み出される生物多様性がもたらす恵みによって、私たちの日々の生活や農林業等の経済活動は支えられています。しかしながら、近年、里地里山が適切に管理されないこと、耕作放棄地の増加などが要因で、地域における生物多様性の消失を招いています。

そこで、地域の豊かな生物多様性を育む、持続可能な農林業の振興を推進します。食料の生産に加え多様な生物を生み出す農業では、市民が生物とふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進します。多様な野生動植物が生息・生育する森林生態系の生産力に基礎を置く林業では、森林の適切な整備・保全を推進します。

目標達成に向けた指標

項 目	現 状 (H29)	達成目標 (2030)
森林境界を明確化した森林面積 (平成 23 年度からの累計)	ヘクタール 880 ha	ヘクタール 1,530 ha
民有林での実のなる木の植樹 (平成 23 年度からの累計)	17,822 本	20,422 本

重点項目1

環境保全に配慮した 農業の推進



環境保全に配慮した農業を推進するために、有機物循環の土づくりや化学肥料及び化学農薬の使用低減に取り組むエコファーマーの拡大を進めます。

また、耕作放棄地対策として、農地の利用集積や新たな担い手の育成、農産物の高付加価値化などを推進します。農産物の高付加価値化については、生物多様性に配慮し、持続可能な農法によって生産される農産物には、地域特産品「かつやま逸品」として高い付加価値をつけて、2020年に開駅する勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」などで販売することが期待されています。

地域で生産された農産物を地域で消費する取り組みとして、地産地消を推進します。地産地消を推進することで、農産物の輸送エネルギーの削減につながることから、環境に優しい取り組みとして、市民の認識を深めるため啓発促進を行います。



農産物を活用した「かつやま逸品」の開発



地域の農産物を活用した料理教室の開催（地産地消の推進）

施策概要	市	市民	事業者
エコファーマーの拡大による循環型農業の推進	●	○	○
地域特産品開発と販路開拓の推進	●	○	○
地産地消・食育の推進	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目2

環境保全に配慮した 林業の推進



森林には、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、多面的な機能があります。これら森林の多面的機能を、今後において、維持、向上させるためには、森林の保全や適切な管理が必要になります。このため、適切な間伐の実施や針広混交林化の促進、松枯れ対策の実施等によって、多様で健全な森林づくりを推進します。あわせて、作業道の整備や既設林道の修繕・改良、治山対策を進めます。

また、森林の保全・管理を継続的に行うためには、間伐した木材の利活用を促進する必要があります。建築材料だけでなく、家具、おもちゃ、日用品など、間伐材の利用拡大を推進します。

企業やNPO、地域など多様な活動主体が連携した森林づくりや森林の利活用を促進し、動植物が生息する環境となるミズナラ等の広葉樹を植樹し、森林における生物多様性の保全を推進します。



松枯れ対策 アカマツの植樹



「企業の森づくり」の推進

施策概要	市	市民	事業者
林道、作業道の整備、保全	○	●	●
計画的な間伐、枯木伐採の実施	●	○	○
間伐材利用の促進	●	○	○
「企業の森づくり」等による広葉樹植樹の推進	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

現状と課題

勝山市は、「日本ジオパーク」に認定されている「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」、平泉寺町と北谷町の一部が指定されている「白山国立公園」、同公園を含む「白山ユネスコエコパーク」など、豊かな自然環境を活かしたまちづくりの推進に取り組んでいます。勝山市の地形や地質の特性により育まれた自然、歴史や文化、産業、人の暮らし等の地域資源を守り、活用することにより、持続可能な地域の活性化を目指しています。

今後においては、「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」や「白山ユネスコエコパーク」について、市民自らが貴重な地質・地形遺産や自然遺産等の価値を認識できるよう、市民へのわかりやすい周知に取り組み、市民および関係機関と連携した保全・活用の推進が重要となっています。

また、自然環境の変化により、かつては各地域で身近に見ることができたホタルや赤とんぼなどの生き物や里山に植生するブナやカタクリなどの植物とふれあう機会が減少しつつあります。今後は、市民が主体となった保全活動の推進と自然とふれあう機会の創出を行い、身近にある豊かな自然を次世代へ引き継いでいくことが重要です。

重点項目1

恐竜渓谷ふくい勝山 ジオパーク等の活用

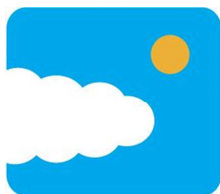


「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」においてジオサイトとして位置付けられた地質・地形遺産の保全・保護に取り組み、これらの遺産を活かしたまちづくりを推進します。ジオパークについて、「恐竜・恐竜化石」「火山と火山活動」「九頭竜川などの河川とその地形」の3つのテーマを活かし、市民の理解が深まるような分かりやすい周知を促進し、ジオツアーの開催やESDへの活用を推進します。

「白山国立公園」とそれを取り囲むエリアが「白山ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)」に登録されており、勝山市の東部がエリアとなっています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、自然と人間社会の共生に重点が置かれています。これらの地域についても、関係機関と連携し、豊かな自然環境の適切な保全と利活用に向けた取り組みを推進します。

施策概要	市	市民	事業者
ジオサイト保全・保護活動の実施	○	○	●
市民を対象とした普及活動の実施	○	●	●
ジオツアーの開催	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける



恐竜渓谷ふくい
勝山ジオパーク
DINOSAUR VALLEY FUKUI
KATSUYAMA GEOPARK

「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」においてジオサイトとして位置付けられた主な地質・地形遺産を3つのテーマに沿って紹介します。

恐竜・恐竜化石



福井県立恐竜博物館



恐竜化石発掘地（北谷町）

火山と火山活動



スキージャム勝山



大矢谷白山神社の巨大岩塊



池ヶ原湿原

九頭竜川などの河川とその地形



七里壁



大清水



はたや記念館ゆめおーれ勝山

重点項目 2

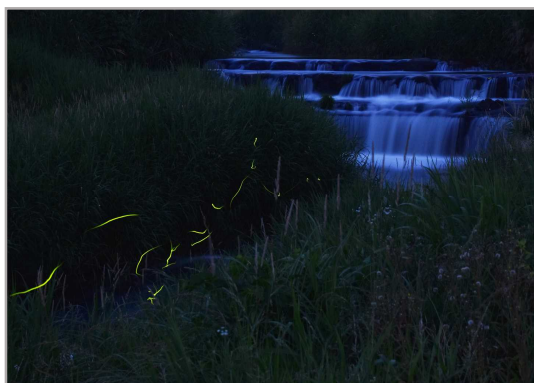
ホタルなど 身近な自然の保全



市内各地域に生息しているホタルは、長年にわたり、地元の市民団体が中心となって保全活動を実施しており、ホタル観察会には、市内外から毎年多くの参加者が集まります。

また、貴重なブナの自然林やカタクリの生息地などでは、市内小中学校や地元の市民団体が、保全活動や観察会を実施しています。今後においても、これらの活動が継続していくよう関係機関が連携し活動を支援します。

これらの保全活動について、市広報やホームページを通じて周知し、多くの市民に関心を持ってもらい、活動の輪が広がるよう啓発します。



浄土寺川のホタル



ホタルの保全活動の実施

施策概要	市	市民	事業者
ホタル、ブナ林等の保全活動の推進	●	○	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

4 環境教育・学習の機会を充実し環境保全に関心がもてる『人づくり』に取り組みます

基本目標

1

学校教育における環境教育の推進

現状と課題

学校教育の場において、子供たちが持続可能な社会の担い手となるよう育成するため、環境教育の推進が求められています。環境教育を通じて、子供たちの「未来を創る力」と「環境保全のための力」を育むことは、環境問題の解決および環境基本計画の推進において、非常に大切なことです。

国は、平成28年3月に『我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画』を策定しました。この実施計画では、グローバル・アクション・プログラムに基づいて定められた5つの優先行動分野「政策的支援」、「機関包括型アプローチ」、「教育者」、「ユース」、「地域コミュニティ」に沿ってESDの取組が推進されます。

市では、平成26年度に、市内全小中学校がユネスコスクールに加盟し、環境教育の実践に取り組んでいるなかで、各学校ごとに地域の特色を活かした独自の環境教育を展開しています。環境教育を中心にESDを推進することで、持続可能な社会づくりの担い手を育成しています。

少子高齢化社会において、今後、市内小中学校の児童数が減少していく中で、環境教育を中心としたESDを推進していくためには、学校だけにとどまらず、地域住民や事業者等との連携した取り組みを実践することが不可欠です。

重点項目1

環境教育を中心とした ESD の推進



市内にある全ての小中学校が、ユネスコスクールに加盟しており、環境教育を中心とした ESD の実践に取り組んでいます。これまでも、環境問題に関する知識の習得だけでなく、バイカモやミチノクフクジュソウなどの希少植物の保全活動、特定外来生物の防除活動などを行ってきました。

今後においても、学校と地域が連携して、各学校ごとに地域の特色を活かした独自の環境教育の実践を中心とした ESD を推進していきます。



勝山市環境フォーラムでの事例発表

施策概要	市	市民	事業者
市内小中学校での ESD の推進	○	●	●

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

勝山市の環境教育の取り組み



セイタカアワダチソウ 防除活動



エゴマ畑 ふるさと学習



学校ビオトープの清掃と生き物調査



浄土寺川 河川清掃



タンポポ 植生調査



学校でのジオパーク学習

勝山市の環境教育の取り組み



ミチノクフクジュソウ 保全活動



オオハンゴンソウ 防除活動



池ヶ原湿原の保全活動と生態調査



九頭竜川 河川清掃



バイカモ 保全活動



雪室 体験学習

生涯学習における環境学習の機会の充実

現状と課題

地球温暖化やエネルギー問題などの地球規模の環境に関する問題は、テレビや新聞、インターネットなどで日常的に目にする機会も多いですが、解決のためには全ての人類がそれらの問題を正しく理解し、行動することが不可欠です。環境問題を正しく理解し、行動するためには、環境学習を通じて、環境問題解決のために、日常生活の中で、まず地域において自らができることを学習し行動することによって、その輪が広がっていくことが大切となります。

市内各地区や事業者など多くの団体が、「かつやまをきれいにする運動」に参加しており、一年を通して、市民が主体となったまちの環境の美化、景観の保全活動に取り組んでおり、環境保全に対する市民の意識を醸成しています。それらの活動に加え、公民館での講座や勝山の自然豊かな環境を活かした自然体験型学習などの多様な環境学習の機会を提供していますが、参加者は決して多くはありません。

次世代のことを考えた行動ができるようにしていくためには、地域における環境学習の実践を通じて、身近な環境問題に関わり理解することが大切です。環境にやさしい持続可能な社会を構築するために自ら考え行動できる人材を育成することが求められているなか、環境学習の機会を充実させるだけでなく、より多くの人が参加してもらえる取り組みの実施が、今後の課題です。

重点項目1

生涯学習講座 などを活用した 環境学習の 機会の充実



私たちの暮らす地域や社会を、環境にやさしい持続可能な社会として構築していく人材の育成をめざし、市では環境学習の機会として、市民総合大学講座や公民館等における生涯学習講座や自然観察会などを実施し、参加促進を行っています。

市広報やホームページ等を活用して、私たちの身近にある省エネルギーやごみの減量、外来生物などの環境問題について積極的に情報発信することで、家庭において問題解決のためにできることについて考え、行動することを促します。



自然観察会の実施（左：池ヶ原湿原 右：谷のブナ林）

施策概要	市	市民	事業者
生涯学習講座や自然観察会等の環境学習の推進	●	○	

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

5 環境に配慮した安全で快適に暮らせる『まちづくり』に取り組みます

基本目標

1

公共交通機関の利用促進

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行、クルマ社会の浸透などに伴い、公共交通機関の利用者は減少し、公共交通機関の確保、維持していくことは、非常に困難になっています。特に高齢化社会の到来により、自動車運転免許証の自主返納や健康上の理由で自動車を運転できない高齢者の増加が予想されるため、高齢者が利用しやすい移動手段として、公共交通機関を確保し、高齢者の日常生活を守ることが求められています。

市では、公共交通機関を市民の生活環境に不可欠な社会資本として捉えており、公共交通機関を確保、維持していくための取り組みとして、コミュニティバスにおいては、地域のニーズを反映した路線の再編やデマンド便の導入等を行い、えちぜん鉄道においては、観光事業との連携や沿線市町と連携した利用促進事業の実施等を行っています。

輸送量あたりの自家用乗用車の二酸化炭素排出量は、バスの約3倍、鉄道の約7倍です。福井県は、人口あたり自家用乗用車保有台数が全国トップレベルにあり、地球温暖化防止の観点からも、自家用乗用車の利用を控え、二酸化炭素の排出が少ない公共交通機関を活用することは、環境負荷低減に大変有効です。

公共交通機関の利用促進を図るためには、複数の公共交通事業者間の連携によるサービスの向上や、分かりやすい時刻表や乗り換え等の経路情報の提供などによって、さらに利用しやすい交通体系を確立し、公共交通機関ならびに地域の活性化を図る必要があります。

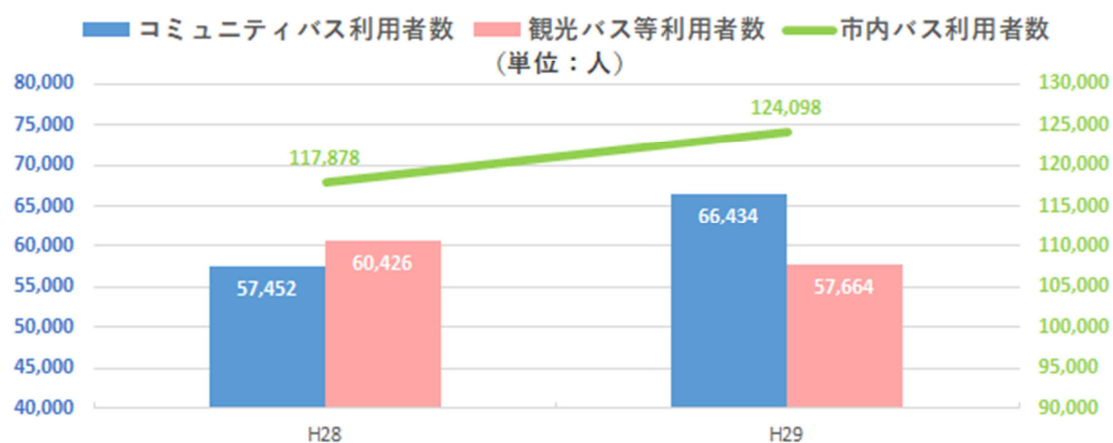
重点項目1 バス利用の促進



コミュニティバスは、地域の特性や公共交通サービスの実現性、市民ニーズのバランスが取れた持続可能な公共交通を目指し、より利用しやすいバス体系を構築し、利用促進を図ります。

コミュニティバスの利用を促進するため、高齢者を対象にしたわかりやすい自分専用の時刻表「わたしの時刻表」作成サービスや病院専用時刻表の作成、バスの乗り方教室の実施等に取り組みます。

図 3-5-1 市内バス利用者数の推移



バスの乗り方教室の実施



時刻表作成サービスのPR

施策概要	市	市民	事業者
バス路線の見直し・効率化	○	●	○
バスの利用促進啓発活動	○	●	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

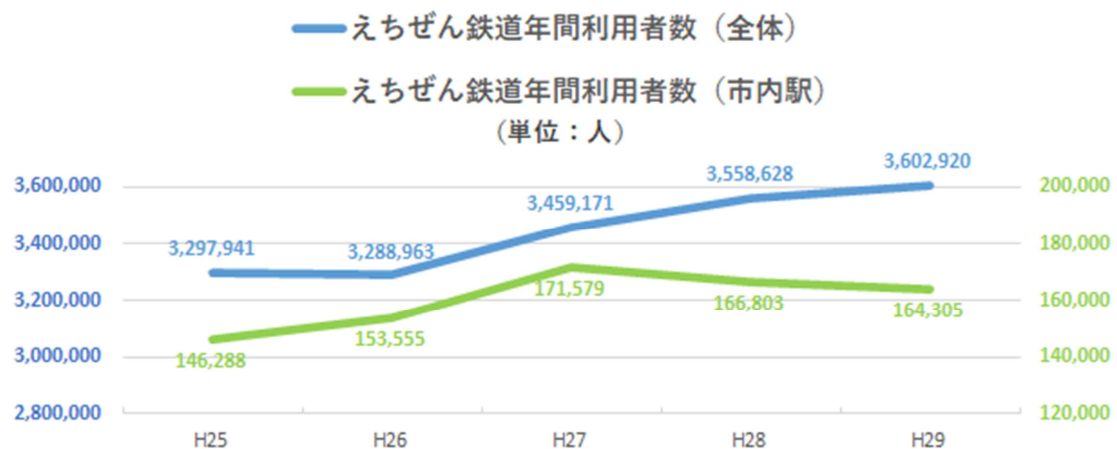
重点項目2 電車利用の促進



えちぜん鉄道の利用者数は、年々増加してきましたが、今後においても、沿線市町と一体となってえちぜん鉄道を未来に残る鉄道となるよう支援します。

えちぜん鉄道の利用を促進するため、通勤・通学者への利用促進助成や勝山の特色を活かした観光事業と連携した利用促進事業の実施などを通じ、利用者の確保に努めます。

図 3-5-2 えちぜん鉄道利用者数の推移





えちぜん鉄道利用促進イベント（左：親子運転体験 右：スイーツ列車）

施策概要	市	市民	事業者
電車利用を促すイベントの実施	○	●	○
通勤、通学における電車利用促進	○	●	○

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

勝山市は、周辺の里山や九頭竜川など豊かな自然環境に恵まれています。この豊かな自然環境を、次世代に確実に引き継ぐ持続可能なまちづくりをめざし、水や大気などの生活環境を大切に保全していくとともに、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など様々な環境汚染を防止するために、監視や指導、啓発など適切に対応していく必要があります。市では、河川や地下水の水質調査、自動車交通騒音調査などを定期的実施しています。今後においても、環境の状況を把握するための調査、公害等の発生源に対する監視、公害防止条例や水道水源保護条例の遵守など、市は継続して行う一方で、市民に対する環境汚染の防止啓発として河川にごみを捨てないよう呼びかけたり、事業者に対する施設の適正管理の指導を行うことも重要です。

また、集中豪雨や台風の発生頻度の増加をはじめとする気候変動の影響によって、発生する水害や土砂災害などの自然災害のリスクマネジメントが求められています。市では、地域における自主防災組織づくりの推進や地域と連携した防災訓練の実施、災害時の拠点となる公共施設の整備や耐震化、ハザードマップの公開等を推進し、大規模な自然災害の発生にも対応できる総合的防災体制の確立を目指しています。

目標達成に向けた指標

項 目	現 状 (H29)	達成目標 (2030)
汚水処理人口普及率 ※下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等を利用可能な人口数÷市の総人口数	パーセント 98.2 %	パーセント 100 %
水洗化率 ※下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の利用人口数÷下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等を利用可能な人口数	パーセント 87.7 %	パーセント 99.3 %

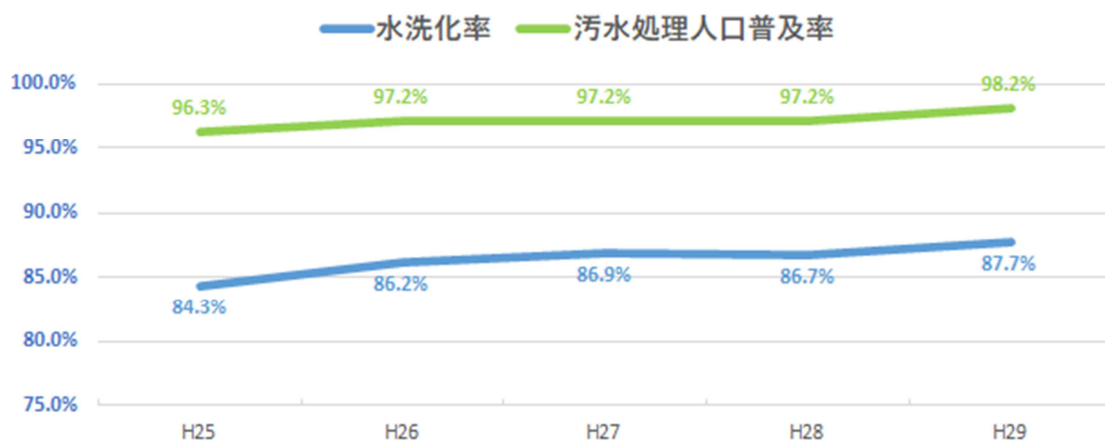
重点項目1 水質汚濁の防止



水質汚濁防止のためには、下水道や合併処理浄化槽の普及、事業所への監視や指導、さらには河川へのごみの不法投棄を防止する必要があります。これら水質保全対策に向けた啓発を図るとともに、河川や地下水等の水質検査を実施します。

また、下水道の未普及地域を計画的に整備していくとともに、下水道や合併処理浄化槽などの未加入者に対し加入を促進します。

図 3-5-3 市内における下水道整備の普及状況



施策概要	市	市民	事業者
定期的な水質検査の実施	○	●	●
事案ごとの適切な指導監督の実施	○	●	●
汚水処理施設の整備促進	○		
汚水処理施設の水洗化促進	●	○	

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目2

騒音・震動・悪臭の防止



快適な生活環境を維持するため、騒音や振動、悪臭等の苦情に対して適切に対応するとともに、これらの苦情が発生しないように事業者に対する指導や、広報、ホームページ等を通じた啓発活動を実施します。

施策概要	市	市民	事業者
定期的な騒音測定の実施	○		
事案ごとの適切な指導監督の実施	○	●	●

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目3 水資源の保全



水質の汚濁、地下水位の低下を抑止し、きれいな水および水量を確保するため、勝山市水道水源保護条例に基づき水源を保護します。

また、森林は、水資源の保全において、水源涵養機能、生物多様性保全機能などを有しています。森林が有するそれらの機能を維持し向上させるために、森林の保全、育成、適切な管理を推進します。

施策概要	市	市民	事業者
水源の適切な管理	○	●	●
森林管理の推進	○	●	●

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

重点項目4

自然災害への 適応



水害や土砂災害など大規模な自然災害が発生した場合に、市民生活への被害を回避あるいは軽減できるよう、自然災害によるさまざまなリスクへの適応を推進するまちづくりを目指します。

市では、自然災害への適応策として、地域と連携した防災体制の構築および防災訓練の実施、災害時に避難所となる公共施設の着実な整備等を推進し、市民の防災意識の高揚を図ります。



総合防災訓練の実施（左：倒壊家屋対応訓練 右：福祉避難所設置運営訓練）

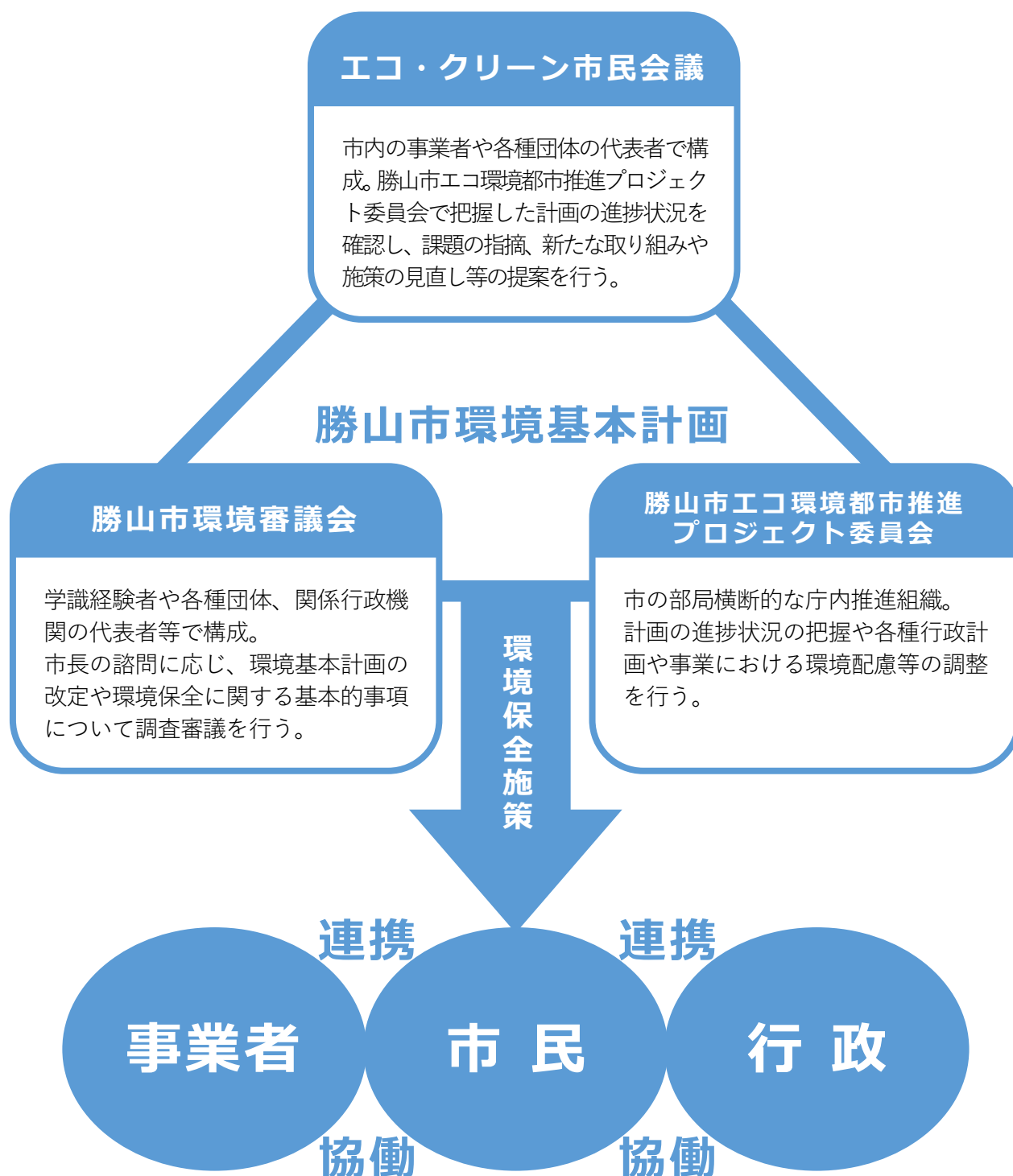
施策概要	市	市民	事業者
各種防災訓練の実施	○	○	○
公共施設の整備	○		

○：主体的に取り組む ●：協力する、働きかける

第4章 計画の推進

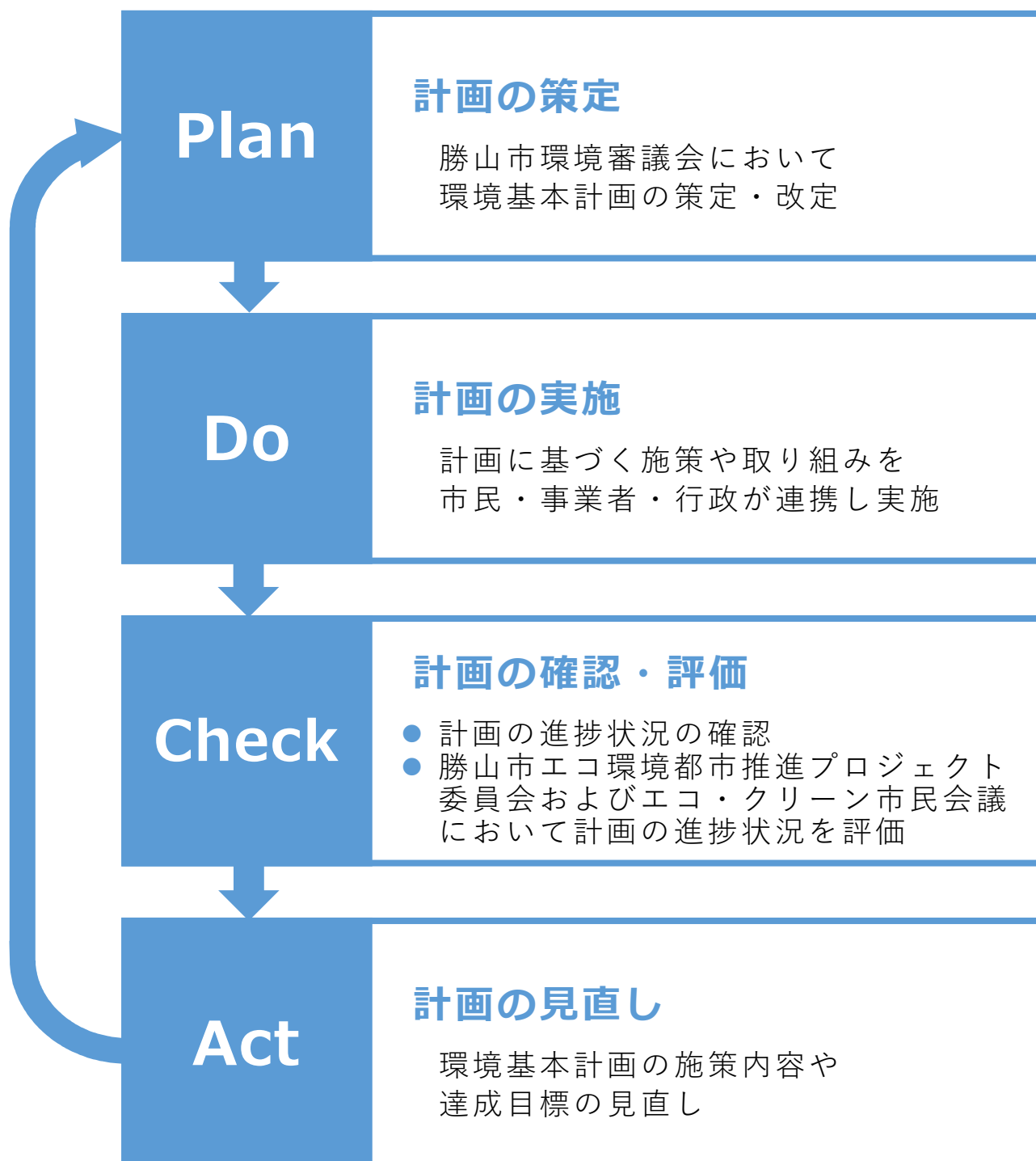
1. 計画の推進体制

本計画の環境像「太古からの豊かな自然 美しい環境を未来に受け継ぐまち かつやま」の実現と持続のためには、市民、事業者、行政が連携を図りながら、協働して環境保全施策を実施することが不可欠です。そのため、市では、本計画の確実な推進を図る体制の構築を図っています。



2. 計画の進行管理

計画の確実な推進を図るため、エコ・クリーン市民会議が主体となり進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA サイクルに基づき、計画の進捗状況を点検および評価し、必要に応じて見直しを行いながら、環境保全施策を推進していきます。



3. 施策・指標一覧表

基本政策1	ごみの減量や循環資源の利用を推進し 『循環型社会』の構築をめざします
-------	---------------------------------------

基本目標1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の促進				
施策概要		市	市民	事業者
1	食品ロス削減の推進	●	○	○
2	生ごみ減量化の促進(水切り、生ごみ処理機等の活用)	●	○	
3	紙ごみ分別の徹底	●	○	○
4	不用品交換・無料譲渡会の促進	○	●	
5	集団回収の推進	●	○	
6	小型家電リサイクルの推進	○	●	●

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

目標達成に向けた指標		現状(H29)	達成目標(2030)
1	年間のごみ排出量	7,195トン	6,180トン
2	ひとり1日当たりのごみの排出量	827グラム	800グラム
3	一般廃棄物のリサイクル率	26.1%	27.0%

基本目標2 廃棄物の適正処理の推進				
施策概要		市	市民	事業者
1	不法投棄防止パトロールの実施	○		
2	不法投棄・野外焼却に対する意識啓発	●	○	○
3	地域における環境美化活動への参加促進	○	○	○
4	河川清掃活動の実施	●	○	○
5	河川への不法投棄防止啓発	●	○	○
6	災害廃棄物の処理体制の構築	○	●	●

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

基本政策2

温室効果ガス排出量の削減を推進し 『低炭素社会』の構築をめざします

基本目標1 温室効果ガス排出量の削減

施策概要		市	市民	事業者
1	省エネ住宅、省エネ機器の普及推進	●	○	○
2	LED型公衆街路灯の普及推進	●	○	
3	家庭における省エネ行動の普及啓発	○	●	
4	市役所における省エネルギーに関する取り組みの実施	○		

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

目標達成に向けた指標		現状(H29)	達成目標(2030)
1	公衆街路灯のLED型への更新率	82.5%	90.9%
2	公用車の中に占めるエコカーの台数	7台	10台
3	市の事務事業におけるエネルギー使用量	2,325 kℓ	2,039 kℓ

基本目標2 再生可能エネルギーの導入

施策概要		市	市民	事業者
1	再生可能エネルギーの利活用の推進	●	○	○

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

基本政策3

自然環境の保全と社会経済活動が調和した 『自然共生社会』の構築をめざします

基本目標1 生物多様性の保全

施策概要		市	市民	事業者
1	希少動植物の保全活動の実施	●	○	○
2	外来生物の防除活動の実施	●	○	○

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

目標達成に向けた指標		現状(H29)	達成目標(2030)
1	市内の希少動植物保全活動と外来生物防除活動の実施件数	22件	30件

基本目標2 生物多様性を育む持続可能な農林業の振興

施策概要		市	市民	事業者
1	エコファーマーの拡大による循環型農業の推進	●	○	○
2	地域特産品開発と販路開拓の推進	●	○	○
3	地産地消・食育の推進	●	○	○
4	林道、作業道の整備、保全	○	●	●
5	計画的な間伐、枯木伐採の実施	●	○	○
6	間伐材利用の促進	●	○	○
7	「企業の森づくり」等による広葉樹植樹の推進	●	○	○

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

目標達成に向けた指標		現状(H29)	達成目標(2030)
1	森林境界を明確化した森林面積	880 ha	1,530 ha
2	民有林での実のなる木の植樹	17,822 本	20,422 本

基本目標3 豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

施策概要		市	市民	事業者
1	ジオサイト保全・保護活動の実施	○	○	●
2	市民を対象とした普及活動の実施	○	●	●
3	ジオツアーの開催	●	○	○
4	ホタル、ブナ林等の保全活動の推進	●	○	○

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

基本政策4

環境教育・学習の機会を充実し環境保全に関心をもてる『人づくり』に取り組めます

基本目標1 学校教育における環境教育の推進

施策概要		市	市民	事業者
1	市内小中学校での ESD の推進	○	●	●

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

基本目標2 生涯学習における環境学習の機会の充実				
施策概要		市	市民	事業者
1	生涯学習講座や自然観察会等の環境学習の推進	●	○	

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

基本政策5	環境に配慮した安全で快適に暮らせる『まちづくり』に取り組みます
-------	---------------------------------

基本目標1 公共交通機関の利用促進				
施策概要		市	市民	事業者
1	バス路線の見直し・効率化	○	●	○
2	バスの利用促進啓発活動	○	●	○
3	電車利用を促すイベントの実施	○	●	○
4	通勤、通学における電車利用促進	○	●	○

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

基本目標2 安心して暮らせるまちづくりの推進				
施策概要		市	市民	事業者
1	定期的な水質検査の実施	○	●	●
2	事案ごとの適切な指導監督の実施	○	●	●
3	汚水処理施設の整備促進	○		
4	汚水処理施設の水洗化促進	●	○	
5	定期的な騒音測定の実施	○		
6	事案ごとの適切な指導監督の実施	○	●	●
7	水源の適切な管理	○	●	●
8	森林管理の推進	○	●	●
9	各種防災訓練の実施	○	○	○
10	公共施設の整備	○		

○:主体的に取り組む ●:協力する、働きかける

目標達成に向けた指標		現状(H29)	達成目標(2030)
1	汚水処理人口普及率	98.2%	100%
2	水洗化率	87.7%	99.3%

参考資料

1. 第2次勝山市環境基本計画策定の経過

開催日	会議名
平成30年	
7月23日	第1回エコ環境都市推進プロジェクト委員会
8月28日	第1回エコ・クリーン市民会議
平成31年	
1月17日	第1回勝山市環境審議会
2月7日	第2回エコ環境都市推進プロジェクト委員会
2月7日	第2回エコ・クリーン市民会議
2月21日	第2回勝山市環境審議会
2月18日 ～3月15日	パブリック・コメントの実施
3月18日	勝山市環境審議会からの答申

2. 審議会等委員名簿

(1) 勝山市環境審議会

No.	氏 名	役職等
1	酢谷 精一	勝山警察署長
2	石森 治樹	奥越健康福祉センター次長
3	三谷 清	奥越土木事務所長
4	下牧 一郎	市議会議員
5	吉田 清隆	市議会議員
6	平泉 泰	勝山市医師会会長
7	木村 美智子	総務省福井行政相談員
8	松原 優子	食生活改善推進員連絡協議会役員
9	辰巳 佳次	福井工業大学准教授
10	中村 清恵	勝山市区長連合会代表
11	和田 耕三	勝山商工会議所副会頭

(2) エコ・クリーン市民会議

No.	氏 名	所属等
1	多田 陽一	勝山市区長連合会
2	大道 慎治	勝山商工会議所
3	安田 剛志	勝山商工会議所
4	山本 泰司	勝山青年会議所
5	村上 正二	勝山市消費者団体連絡協議会
6	川村 盛英	JAテラル越前農業協同組合
7	西山 和彦	勝山市エコミュージアム協議会
8	前田 耕一	勝山市エコミュージアム協議会
9	棚田 喜代美	勝山市食育推進会議
10	小林 泰浩	勝山市校長会
11	丸山 真寿	勝山市農業公社
12	坂 陽之輔	NPO法人恐竜のまち勝山応援隊

(3) 勝山市エコ環境都市推進プロジェクト委員会

No.	氏 名	所属等	備考
1	松村 誠一	副市長	推進統括者
2	伊藤 寿康	市民生活部長	副推進統括者
3	藤澤 和朝	総務課	プロジェクト委員
4	今井 正敏	観光政策課	プロジェクト委員
5	天立 雅浩	ジオパークまちづくり課	プロジェクト委員
6	谷内 英之	農業政策課	プロジェクト委員
7	中村 博紀	林業振興課	プロジェクト委員
8	野瀬 利裕	建設課	プロジェクト委員
9	牧野 聡暢	上下水道課	プロジェクト委員
10	安居 幸恵	学校教育課	プロジェクト委員
11	金谷 久美	生涯学習課	プロジェクト委員
12	多田 喜代彦	スポーツ課	プロジェクト委員
13	河野 誠	市民・環境課長	事務局長
14	中野 敏秀	市民・環境課	事務局
15	森 弘章	市民・環境課	事務局
16	石田 剛士	市民・環境課	事務局

3. 勝山市環境基本条例

(平成 15 年 3 月 28 日条例第 19 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 7 条―第 20 条)
- 第 3 章 環境審議会(第 21 条―第 32 条)
- 第 4 章 雑則(第 33 条)
- 附則

雄大な自然と豊かな遺産に恵まれた私たちのふるさと勝山市は、先人たちが四季織り成す美しい景観の中で、その自然の恩恵を受けながら大切に育んできたものである。

私たちの誇りである緑豊かな白山山系の山並みと、清らかな九頭竜川の大河を目にしたとき、平泉寺白山神社の杉巨木にたたずみ静寂に浸るとき、誰もがこの雄大な景観に心を洗われるに違いない。そして誰もが、これらの貴重な自然と遺産がいつまでも大切に保存されなければならないと願い望むはずである。

しかしながら、これまでの私たちは、ややもするとこれらの自然と遺産に思い入れることなく、豊かさや便利さを求めて、限りある資源を大量に消費し、不要物を無責任に廃棄してきた。そして今や、このような身近な環境汚染が積み重なった結果、地球規模となって取返しのつかない事態になろうとしている。

私たちが幼いころ水遊びをした清流や駆け回った山野にはごみが散乱し、身近なところにいた蛍やメダカなどの姿が見えなくなって、もうどれくらいの月日が経つだろうか。

私たちが今出来ることは何か。それは、すべてのものが自らの環境に対する役割と責任を自覚し、地球規模で考えながら、身近なところから環境を守る行動をおこすことである。自らの生活環境を見直し、この豊かな自然を守り、先人が守り育んできた歴史や文化、産業などの貴重な遺産を保存するとともに、地域の

更なる活性化を図り、次の世代に引継ぐことである。

このような認識の下に、市民、事業者、市などの責務を明らかにし、すべてのものが一体となって、自然との共生を図りながら、地域の特性を生かした環境への負荷の少ない夢と魅力のあるふるさと勝山のまちづくりを推進していくために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、清らかな水が流れ、緑々とした山々が連なる歴史ある本市の環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者及び市を訪れた者をいう。

(2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営む者、市内において営利を目的としない活動を行う者及び市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市

民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の健康、自然環境又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(6) 自然環境 清らかな水と豊かな緑と新鮮な空気を維持確保するための環境をいう。

(7) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(8) 環境物品 環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、地球資源が有限であることを認識し、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全に関し、国、県その他の関係機関と連携し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、社会経済活動に際して、環境の保全に資する取組を自ら率先して実施する責務を有する。

3 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民、事業者等の参加及び協力の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、その日常生活又は市の区域における活動が、良好な環境の保全に密接にかかわっていることを深く認識し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動が、良好な環境の保全に密接にかかわっていることを深く認識し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、その所有し、又は管理する土地若しくはその他の工作物を適正に管理するとともに、環境の保全のために最善の努力を払わなければならない。

第 2 章 基本的施策

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、環境の保全に関し、第 3 条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項についての施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置に関すること。
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること。
- (3) 河川、水辺、農地、森林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (4) 野生生物の保護など多様な生物との共生及び自然とのふれあいの推進に関すること。
- (5) 緑化の推進など自然と調和した良好な景観の形成に関すること。
- (6) 地域ごとの歴史、文化、産業及び自然遺産の整備保存と活性化に関すること。
- (7) 水源のかん養対策、生活排水の適正化その他の健全な水循環の確保に関すること。
- (8) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。

(9) 廃棄物の減量、リサイクルの推進その他の循環型社会形成の推進に関すること。

(10) 環境物品等の購入促進に関すること。

(11) 市民及び事業者の環境管理の促進に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、環境負荷への低減に関すること。

(市の施策策定に当たっての配慮)

第 8 条 市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境基本計画の策定)

第 9 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ勝山市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成等)

第 10 条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第 11 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を

行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響の評価について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の充実）

第 12 条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

（監視体制の整備）

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の推進）

第 14 条 市は、関係機関と協力して、市民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、リサイクル活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 16 条 市は、第 14 条に定める環境教育及び学習の推進、前条に規定する民間団体等の自発的活動の促進並びに健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（市民の意見の反映）

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策に、市民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全等に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、勝山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 23 条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 環境の保全に関し学識経験を有する者 若干名

(2) 市議会議員 若干名

(3) 各種団体の代表者 若干名

(4) 関係行政機関の職員 若干名

(5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、専門的知識を有する特別委員を委嘱する

ことができる。

(任期)

第 24 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 市長は、特別委員が当該特別の事項に関する調査、審議を終了したときは、その職を解くものとする。

3 市長は、委員及び特別委員に職務上支障があると認めるときは、その職を解くことができる。

(役員)

第 25 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第 23 条第 1 項の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集する審議会は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 27 条 審議会に、専門事項等を調査、審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、所掌事項を掌握し、その結果を会長及び審議会に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長と協議して定める。

(準用)

第 28 条 第 26 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第 29 条 審議会及び部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第 30 条 審議会に幹事若干名をおき、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第 31 条 審議会の庶務は、勝山市環境保全担当課において処理する。

(雑則)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雑則

(その他)

第 33 条 この条例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(勝山市環境保全審議会設置条例の廃止)

2 勝山市環境保全審議会設置条例(昭和 47 年条例第 19 号)は廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の、勝山市環境保全審議会設置条例第 3 条の規定に

より委嘱された勝山市環境保全審議会の委員は、この条例第 23 条の規定に基づき委嘱されたものとして読み替える。